

## IV 利用上の注意及び用語の解説

### 1 利用上の注意

- (1) 本書に掲載されている割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。
- (2) 表中の「業務の種別」は簡略した表現になっている箇所がある。調査票上の正確な表現及びその定義は、85・86頁を参照されたい。
- (3) 本調査における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。医療機関が標ぼうする診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、平成20年4月1日から適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められたため、年次推移の単純な比較はできない。

### 2 表中の記号

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目がありえない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

### 3 用語の解説

#### 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

#### 医育機関

「学校教育法」において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所付属病院も含む。

#### 診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

#### 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

#### 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目

的とする施設をいう。

### **診療科名**

#### **主たる診療科**

複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科をいう。

#### **診療科（複数回答）**

2つ以上の診療科に従事している場合、各々の科に重複計上している。

#### **全科**

診療科を限定することなく総合的に診療を行なう場合の診療科をいう。

#### **その他**

健康管理等を行なっている場合、「その他」として計上している。

### **医療施設の従事者**

医師及び歯科医師については「従事している施設及び業務の種別」（85・86頁）のうち1から7までに該当する者、薬剤師については3から6までに該当する者をいう。

### **従業地**

各届出票の業務の種別中、「その他の業務の従事者」・「無職の者」（薬剤師票は「無職の者」のみ）は住所地により計上している。

### **平均年齢**

平均年齢算出に月数を含めた方法を用いている。

## 従事している施設及び業務の種別

各届出票では下記のように区分されている。複数の業務に従事している場合は、主に従事しているものを一つ選ぶ。

### <医師・歯科医師>

施設の種別	業務の種別	
所 診療	1 診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者
	2 診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者（臨床研修医を含む。）
病院	3 病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者
	4 病院の勤務者	医学部若しくは歯学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者（臨床研修医を含む。）
医育機関	5 医育機関の臨床系の教官又は教員	医学部若しくは歯学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（教授、准教授、講師、助教等）
	6 医育機関の臨床系の大学院生	医学部若しくは歯学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	7 医育機関の臨床系の勤務者で5及び6以外の者（医員、臨床研修医、その他）	医学部若しくは歯学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（医員、臨床研修医、医局員（有給・無給に関わらず。）、研究生等）
	8 医育機関の臨床系以外の大学院生	医学部若しくは歯学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	9 医育機関の臨床系以外の勤務者で8以外の者（教官、教員、その他）	医学部若しくは歯学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者（施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等）
介護老人 保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者
	11 介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
介護医療院	12 介護医療院の開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表者
	13 介護医療院の勤務者	法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部及び歯学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者（教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等）
	15 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、区市町村等の行政機関に従事している者
	16 14及び15以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のために従事している者
	17 上記以外の保健衛生業務の従事者	社会保険診療報酬支払基金、血液センター、生命保険会社（嘱託医）等の保健衛生業務に従事している者
その他	18 その他の業務の従事者	1～17に含まれない者で、医師又は歯科医師としての資格を必要としない業務に従事している者（会社役員等）
	19 無職の者	職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

※ 本表は、医師及び歯科医師に係る各届出票の記載内容を統合しているため、一部に番号や表記が実際の届出票に記載されている内容と異なる場合がある。

＜薬剤師＞

施設の種別	業務の種別	
薬局	1 開設者又は法人の代表者	薬局を開設している者、又は薬局を開設する法人の代表者
	2 勤務者	法人の代表者を除く薬局の勤務者
病院	3 調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	4 その他（治験、検査等）	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	5 調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	6 その他（治験、検査等）	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
介護 保険 施設	7 介護老人保健施設の勤務者	介護老人保健施設で薬剤師として従事している者
	8 介護医療院の勤務者	介護医療院で薬剤師として従事している者
大学	9 勤務者（研究・教育）	大学において、教育又は研究に従事している者（教授、准教授、講師、助教等）
	10 大学院生又は研究生	大学において、上記9以外の大学院生、又は研究生
医薬品 関係企業	11 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）	製薬会社（その研究所を含む。）、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事している者（企業から派遣される治験コーディネーターを含む。）
	12 店舗販売業	店舗販売業者又は店舗販売業に従事している者（旧薬種商を含む。）
	13 配置販売業	配置販売業者又は配置販売業に従事している者（旧薬種商を含む。）
	14 卸売販売業	卸売販売業者又は卸売販売業に従事している者
上記以外の施設	15 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事している者
その他	16 その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等1～15に含まれない業務に従事している者
	17 無職の者	職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

(このページは空白である。)

## V 比率の算出に用いた人口

### 1 人口、東京・全国・年次別

各年10月1日現在

年次	東京	全国	年次	東京	全国
昭和35年*	9,683,802	94,301,623	平成2年*	11,855,563	123,611,167
40年*	10,869,244	99,209,137	4年	11,874,000	124,452,000
45年*	11,408,071	104,665,171	6年	11,771,000	125,034,000
50年*	11,673,554	111,939,643	8年	11,772,000	125,864,000
55年*	11,618,281	117,060,396	10年	11,830,000	126,486,000
57年	11,669,000	118,693,000	12年*	12,064,101	126,925,843
59年	11,797,000	120,235,000	14年	12,219,000	127,435,000
61年	11,893,000	121,672,000	16年	12,378,000	127,687,000
63年	11,890,000	122,783,000	18年	12,659,000	127,770,000
			20年	12,838,000	127,692,000
			22年*	13,159,388	128,057,352
			24年	13,230,000	127,515,000
			26年	13,390,000	127,083,000
			28年	13,624,000	126,933,000
			30年	13,822,000	126,443,000

注1 東京都の人口・全国の人口ともに「人口推計（各年10月1日現在）」（総務省統計局）の総人口による。

2 \*印がついている年は、東京都・全国ともに「国勢調査」（総務省統計局）確定値の総人口による。

## 2 東京都人口、区市町村別

平成30年10月1日現在

区 市 町 村	人 口	区 市 町 村	人 口
総 数	13,822,000	府 中 市	263,835
男	6,802,000	昭 島 市	111,942
女	7,020,000	調 布 市	237,637
区 部	9,555,919	町 田 市	433,938
市 部	4,204,871	小 金 井 市	124,712
郡 部	57,189		
島 部	25,424	小 平 市	194,757
		日 野 市	188,990
千 代 田 区	63,165	東 村 山 市	150,101
中 央 区	160,889	国 分 寺 市	126,317
港 区	256,415	国 立 市	75,022
新 宿 区	346,958		
文 京 区	230,184	福 生 市	58,184
		狛 江 市	83,003
台 東 区	205,659	東 大 和 市	84,480
墨 田 区	266,605	清 瀬 市	75,400
江 東 区	515,029	東 久 留 米 市	116,309
品 川 区	403,338		
目 黒 区	285,110	武 蔵 村 山 市	71,804
		多 摩 市	147,822
大 田 区	734,381	稲 城 市	90,774
世 田 谷 区	929,448	羽 村 市	55,004
渋 谷 区	231,700	あ き る 野 市	80,242
中 野 区	338,069		
杉 並 区	579,877	西 東 京 市	203,258
豊 島 区	300,179	瑞 穂 町	32,867
北 川 区	351,663	日 の 出 町	17,226
荒 川 区	217,265	檜 原 村	2,073
板 橋 区	578,127	奥 多 摩 町	5,023
練 馬 区	735,212		
		大 島 町	7,452
足 立 区	680,269	利 島 村	347
葛 飾 区	452,761	新 島 村	2,634
江 戸 川 区	693,616	神 津 島 村	1,847
		三 宅 村	2,347
八 王 子 市	577,254	御 蔵 島 村	340
立 川 市	180,214	八 丈 町	7,249
武 蔵 野 市	147,607	青 ケ 島 村	169
三 鷹 市	191,408	小 笠 原 村	3,039
青 梅 市	134,857		

注 総数については「人口推計(平成30年10月1日現在)」(総務省統計局)の総人口による。それ以外は「東京の人口(推計)平成30年10月1日現在」(東京都総務局)による。





<p>(14) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。</p>						
	I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	<table border="1"> <tr><td>主たる診療科名の番号 (1つ)</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	主たる診療科名の番号 (1つ)	
	主たる診療科名の番号 (1つ)						
	II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻咽喉科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科			
III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科				
IV	40 臨床研修医	41 全科					
V	42 その他 ( )						
<p>(15) 取得している広告可能な医師の専門性及び麻酔科の標榜資格</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p>						
	I	01 総合内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医			
II	57 麻酔科標榜医						
(16) 分娩の取扱いの有無	<p>過去2年以内での分娩取扱いの実績について、1・2いずれかを○で囲むこと。</p> <p>1 分娩の取扱いあり      2 分娩の取扱いなし</p>						
<p>(17) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等</p> <p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>国立</p> <p>公立</p> <p>私立大学 外国医学校 その他</p>	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学		
		43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学 51 岩手医科大学 55 杏林大学 59 帝京大学 63 東邦大学 67 東海大学 71 藤田保健衛生大学 75 兵庫医科大学 79 産業医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪市立大学 52 自治医科大学 56 慶應義塾大学 60 東京医科大学 64 日本大学 68 聖マリアンナ医科大学 72 大阪医科大学 76 川崎医科大学 80 防衛医科大学校	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学 53 獨協医科大学 57 順天堂大学 61 東京慈恵会医科大学 65 日本医科大学 69 金沢医科大学 73 関西医科大学 77 久留米大学 81 外国の医学校	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学 54 埼玉医科大学 58 昭和大学 62 東京女子医科大学 66 北里大学 70 愛知医科大学 74 近畿大学 78 福岡大学 82 その他		
<p>医学課程を修めた外国の医学校のある国医学校のある国の番号を1つ○で囲むこと。</p>	<p>(17)欄の81を○で囲んだ者のみが記入すること。</p> <p>1 英国      2 オーストラリア      3 韓国      4 中国      5 ハンガリー 6 ブラジル      7 米国      8 ルーマニア      9 その他 ( )</p>						
(18) 出身地	<p>(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)</p>		都道府県	外国			
(19) 本届出票の活用に対する確認	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p>			同意しない場合			
(20) 備考							

提出期限 翌年1月15日

# 医師届出票について

## 1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

## 2. 記入要領

(1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(20)備考」欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。医籍上の改姓はしたが、医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した医籍上の氏名を記入する。

メールアドレス

大文字、小文字、記号等を明確に記入する。

例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「l」(エル)  
「0」(ゼロ)、「O」(オー)

本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。

(5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 → 

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

(6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

(7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。

診療所	01 開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
	02 勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
病院	03 開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
	04 勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者(臨床研修医を含む。)
医育機関	05 臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)
	06 臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給に関わらず。)、研究生等)
	08 臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者(理事長等)
	11 勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
介護医療院	12 開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表者(理事長等)
	13 勤務者	法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
	15 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	16 14及び15以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
その他	17 上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者
	18 その他の業務の従事者	01~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含めない。

(8) 主たる従事先所在地 勤務状況(勤務日数) (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~17を記入した場合の従事先について記入する。郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

(宿直・日直回数)

勤務日数には宿直・日直以外の勤務日を記入し、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日として計上する。

宿直・日直回数には、休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務を記入し、日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回として計上する。なお、オンコールは計上しない。

裏面へ続く

(9) 従たる従事先  
所在地  
勤務状況（勤務日数）  
（宿直・日直回数）

(7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17を記入した場合の従事先について記入する。  
郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。  
勤務日数には宿直・日直以外の勤務日を記入し、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日として計上する。  
宿直・日直回数には、休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務を記入し、日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回として計上する。なお、オンコールは計上しない。

(10) 従たる従事先の件数  
平成30年12月31日現在において雇用契約等のある全ての「従たる従事先」の件数を記入する。その際には(9) 欄の従事先も含んだ件数を記入する。

(11) 就業形態  
雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別する。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。

(12) 主たる業務内容  
「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。

(13) 休業の取得  
平成30年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。

(14) 従事する診療科名等  
(7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07を記入した場合の従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。該当する診療科名がない場合は、最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む（<例>参照）。

<例>腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来→ ① 内科  
人工透析内科→ ⑤ 腎臓内科  
内分泌内科 → ⑦ 糖尿病内科（代謝内科）  
腫瘍外科、頭頸部外科→ ⑬ 外科

I 「06 神経内科」 脳神経内科に従事する者を含む。  
II 「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。  
II 「31 産婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。  
II 「32 産科」 婦人科診療に従事せず、妊婦健診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。  
II 「33 婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。  
IV 「40 臨床研修医」 医師法第16条の2の規定により、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、卒後2年間の臨床研修を受けている者。  
IV 「41 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。  
V 「42 その他」 01～41に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。（健康管理等）

主たる診療科名の番号  
(1つ)  
診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つのみ、2桁で記入する。

例 ① 内科  
⑨ 皮膚科  
主たる診療科が「① 内科」の場合 →

主たる診療科名の番号(1つ)	
0	1

(15) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格  
01～56に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格又は57に掲げる麻酔科の標榜資格を取得している場合に該当するすべての番号を○で囲む。  
01～56の資格名は「医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。  
57の資格名は医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可された医師の資格名である。

(16) 分娩の取扱いの有無  
過去2年以内（平成29年1月1日～平成30年12月31日）の分娩の取扱いの実績について、1・2いずれかを○で囲む。

(18) 出身地  
高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入する。

(20) 備考  
届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し（「歯科医師免許併有」等）、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法  
必ず医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1) 住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8) 主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられております。なお、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」([https://licenseif.mhlw.go.jp/search\\_isei/](https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)) に氏名等が掲載されません。